

(3) 配慮を要する子どもや家庭を支援する

1.5 ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 平成 17 年の国勢調査によれば、本県の母子世帯及び父子世帯は、平成 12 年より増加しています。

図表 47 母子・父子世帯数の推移(愛知県)

		平成 12 年	平成 17 年	増加率 (対 12 年)
世帯数	母子世帯	31,165 世帯	38,784 世帯	24.4%
	父子世帯	4,869 世帯	5,087 世帯	4.5%

資料：総務省「国勢調査」

- 厚生労働省の調査によれば、ひとり親世帯の相対的貧困率(平成 19 年度)は 54.3%と半数を超える状況にあり、経済協力開発機構(OECD)加盟 30 か国中、最も高くなっています。

- 母子家庭の生活実態や就業状況をみると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っていることから、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難に直面しています。

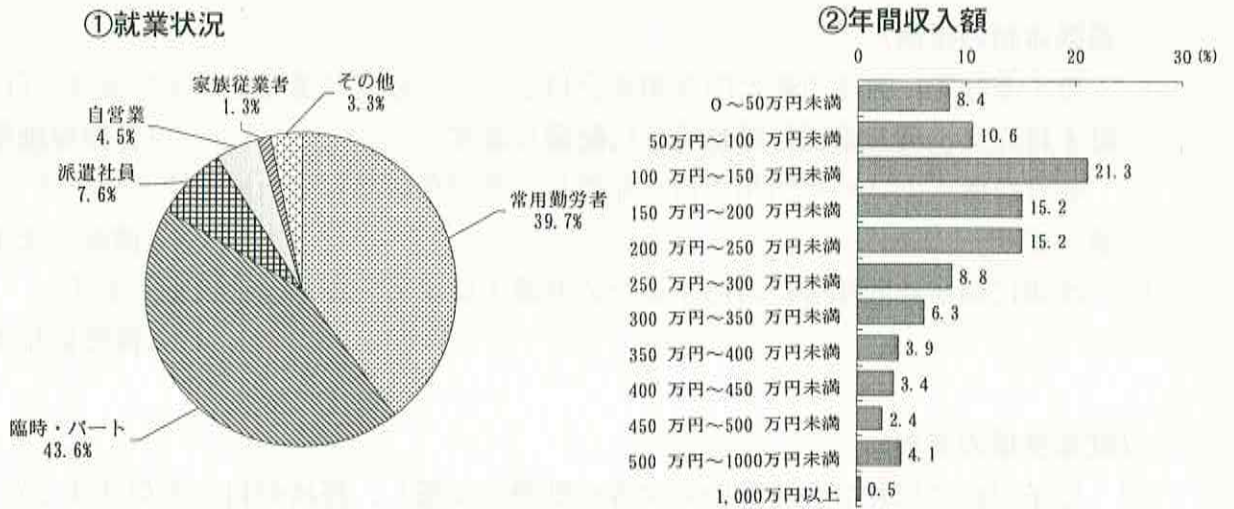
平成 20 年に県が実施した「母子家庭等実態調査」によれば、母子家庭の母のうち、約 86%が就業していますが、そのうち、約半数が、臨時・パート、派遣社員となっています。平均年収は、217.8 万円であり、約 8 割が 300 万円未満となっています。また、養育費の支払いを受けている人は、約 2 割にとどまっています。

こうしたことから、母子家庭等が自立した生活を送るために、就業支援、経済的支援、養育費確保の支援等が求められています。

- 同調査によれば、母子家庭になって困ったことは、「子どもの養育・教育」が最も多く、次に「自分の就職」となっています。また、父子家庭では、母子と同様に「子どもの養育・教育」が最も多く、次に「家事」となっています。

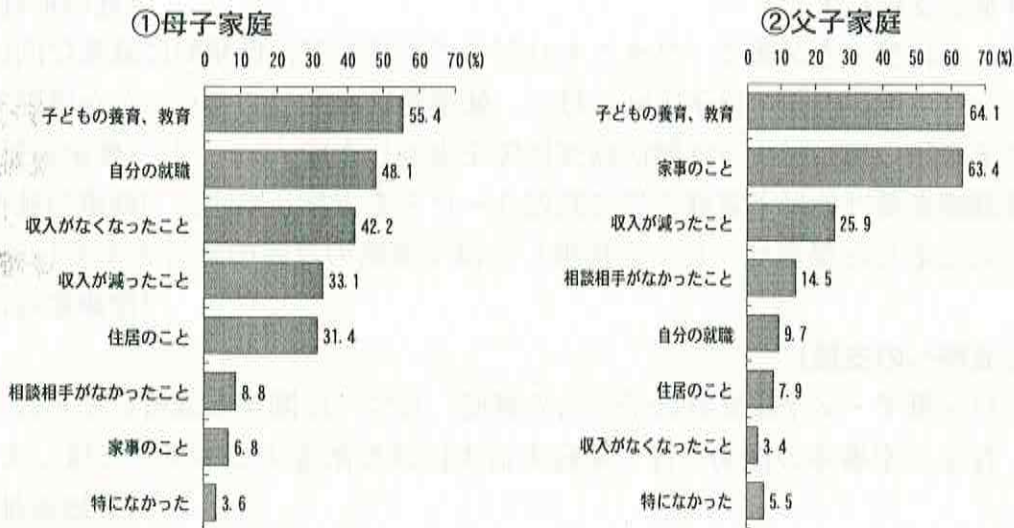
さらに、県・市町村施策で期待する事業として、母子、父子家庭ともに「仕事から帰るまで安心して子どもを預けられる制度」が最も多くなっており、保育サービスをはじめとする子育て支援や日常生活における支援の充実が求められています。

図表 48 母子世帯の状況(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「平成 20 年度母子家庭等実態調査」
注：年間収入額は、総収入額

図表 49 母子・父子家庭になって困ったこと(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「平成 20 年度母子家庭等実態調査」

- 県では、これまで、母子家庭等の自立を促進し、母子等が安心して生活できるように、就業支援、子育て・生活支援、経済的支援など、さまざまな支援を実施してきましたが、昨今の経済動向を反映して雇用環境が悪化し、母子家庭等を取り巻く環境がますます厳しくなっていることなどから、引き続き就業支援をはじめとする各種支援への積極的な取組が必要です。

今後の展開方向

(相談体制の確保)

- 母子家庭等に対する総合的な相談窓口として、必要な情報提供及び支援を行う母子自立支援員を県福祉事務所等に配置します。(健康福祉部)
- 養育費確保のため専門相談員を配置し、養育費の取り決めに関する相談等を実施します。(健康福祉部)
- 法律に関する問題等に対応するため弁護士による特別相談を実施します。(健康福祉部)

(就業支援の充実)

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等の就業を支援し、経済的自立を促進するため母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等一貫した就業支援サービスを実施します。(健康福祉部)
- 母子家庭の母が就職に有利な資格を取得することを支援するため、母子自立支援給付金を支給します。(健康福祉部)
- 地域との結びつきが弱く、ひきこもりがちであるなど、自発的に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母や、就業意欲があってもなかなか就職できない母子家庭の母に対する就職活動支援等を実施します。(健康福祉部)
- 職業訓練を受ける母子家庭の母に託児サービスを実施します。(健康福祉部)
- ニーズに応じた保育サービスを提供し、母子家庭の母等の就労を支援します。(健康福祉部)

(日常生活等への支援)

- 市町村が母子・父子家庭等に子どもの育児、しつけに関する講習会等を行う事業や、育児、家事等の援助を行う家庭生活支援員を派遣する事業を支援します。(健康福祉部)
- 県営住宅では、母子・父子家庭の居住支援として優先入居制度を実施しており、今後も周知に努めます。(建設部)

(経済的支援)

- 児童扶養手当については、母子家庭のみならず、新たに父子家庭に対しても支給します。また、遺児手当については、母子・父子家庭に対して支給します。(健康福祉部)
- 母子家庭等に対して修学資金をはじめとする母子寡婦福祉資金の貸付を実施し、自立意欲の助長を図ります。(健康福祉部)

- 母子・父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険における自己負担相当額を公費で負担します。 (健康福祉部)
- 生活に困窮する母子・父子家庭等に対して生活保護（母子加算の適用を含む）を適正に実施します。 (健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
母子自立支援給付金 (高等技能訓練促進費) 新規給付人数	20	101人	26	580人 ^(※)

※計画期間内の累計

母子家庭の自立に向けて

現在は、母子家庭だけでなく父子家庭も合わせ「ひとり親家庭」として、その生活や自立のための施策が国や地方自治体によって展開されるようになりましたが、かつては、戦後、戦争未亡人が大量に発生し、疲弊した経済情勢のもとで多くのものが生活困難に陥ったため、国は昭和24年に「母子福祉対策要綱」を策定しました。これは、公的扶助の徹底、居住環境の改善、生業援護などの母子福祉施策を整備したもので、その背景には、全国各地に結成された未亡人会による積極的な活動がありました。

本県では、昭和25年に県内80団体をまとめる愛知県未亡人母子福祉団体連合会(現母子寡婦福祉連合会)が結成され、昭和26年に、県内全域での賛助金募集運動の末、「愛知県未亡人金庫」が設立され、公的な母子福祉資金貸付制度ができるまで、生業資金等の貸付が行われました。

以後、昭和36年児童扶養手当法の制定、39年母子福祉法の制定、56年母子及び寡婦福祉法の制定等、母子及び寡婦の福祉施策が充実されてきたのは、母子家庭の自立と生活向上を願う母子家庭の母や寡婦らの活躍があります。

用語解説

<相対的貧困率>

所得中央値（真ん中の順位の人所得）の50%以下の所得しか得ていない者の割合。

<母子自立支援給付金>

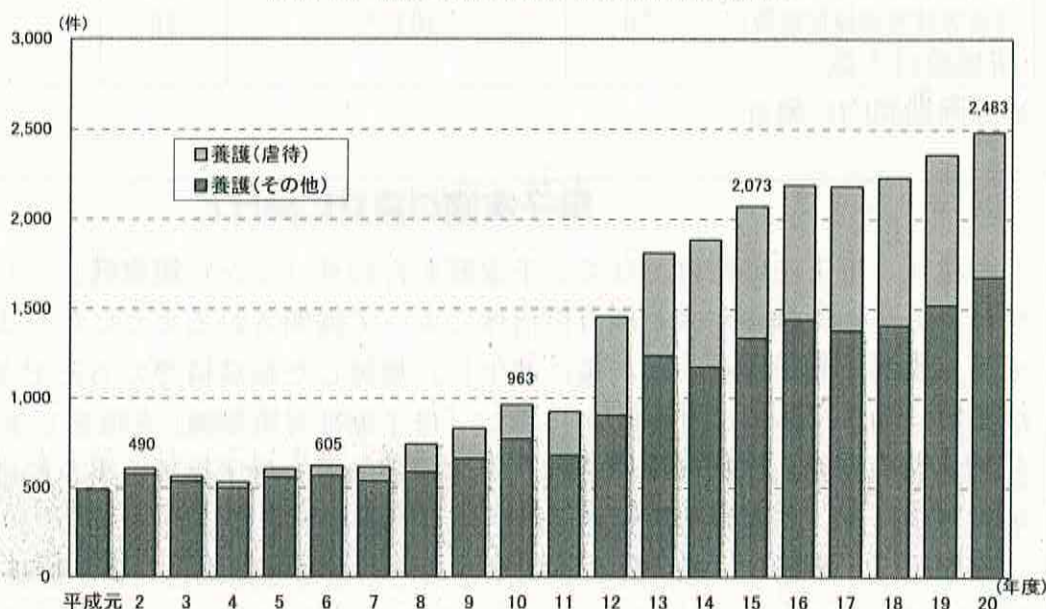
母子家庭の母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講習を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに支給する給付金。

現状と課題

- 本県では 10 か所の児童相談センター（児童相談所）を設置し、児童に関するあらゆる問題について、家庭等からの相談に応じています。

相談内容の内、「養護相談」の件数は近年急増しており、この 10 年ほどで 3 倍以上の伸びとなっており、社会的な養護を必要とする児童が増えています。

図表 50 養護相談対応件数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「児童相談センター業務概要」

注：名古屋市を除く

- 社会的な養護を必要とする児童のための入所施設には、「乳児院」「児童養護施設」「情緒障害児短期治療施設」等がありますが、これらの施設の入所状況を見ると、近年はいずれもかなり高い水準で推移しています。
- これを全国の状況と比較してみると、乳児院、児童養護施設については、入所率、定員 1 人当たりの児童人口ともに高く、本県における施設定員の少なさが推測されます。情緒障害児短期治療施設については、入所率が高いものの、全国的には未設置の県も多いことから、定員 1 人当たりの児童人口は全国平均を上回っています。

図表 51 各施設の平均入所率等の推移(愛知県)

区 分		平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
乳 児 院	施設数	2 箇所	2 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	定 員	69 人	69 人	109 人	109 人	109 人
	入所率	96.8%	94.6%	90.4%	92.9%	87.6%
養 護	施設数	17 箇所	17 箇所	17 箇所	17 箇所	17 箇所
	定 員	947 人	947 人	964 人	974 人	986 人
	入所率	96.7%	97.9%	97.4%	97.9%	95.0%
情 短	施設数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	定 員	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人
	入所率	97.1%	96.8%	97.7%	96.8%	95.7%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：養護は児童養護施設、情短は情緒障害児短期治療施設を示す

2：平均入所率は各月 1 日状況の年平均

図表 52 各施設の入所率等(愛知県・全国)

区 分	乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設	
	入所率	定員当たり人口	入所率	定員当たり人口	入所率	定員当たり人口
愛知県	94.5%	910.3 人	98.0%	853.4 人	98.8%	9,678.4 人
全 国	84.7%	576.8 人	91.7%	566.9 人	76.1%	12,803.6 人

資料：厚生労働省「平成 18 年度社会福祉施設等調査報告」（平成 18 年 10 月 1 日現在）

注：定員当たり人口は、当該施設の対象となる児童人口を施設定員数で除したものの、施設定員 1 人当たりの児童人口を示す。

- 平成 21 年 4 月現在で「児童自立支援施設」（1 箇所）、「母子生活支援施設」（7 箇所）、「助産施設」（3 箇所）が設置されていますが、それぞれの施設が、その施設の役割を的確に果たし、社会的なニーズに十分応えていくことが必要です。
- 平成 21 年 4 月に改正施行された「児童福祉法」により、設置要件が緩和され、保護者指導や施設から家庭に復帰後の支援等、家庭支援強化のために積極的な活用が求められている「児童家庭支援センター」と、同じく法改正により都道府県に『年長児童の自立支援』の義務が定められ、その実施のための「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」については、本県は未整備であることから、これらの整備、事業の実施について十分検討していく必要があります。
- 虐待等により心に傷を負った児童を、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができる「里親」については、その有効性が指摘されています。本県においても里親に委託される児童数は増加傾向にあります。必ずしも保護を必要とする児童の増加に十分対応している状況であるとは言えません。

図表 53 里親登録数と児童委託状況の推移(愛知県)

年 度	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
登録数	221 人	244 人	251 人	253 人	238 人
受託里親数	58 人	86 人	91 人	74 人	68 人
委託児童数	84 人	127 人	136 人	126 人	133 人
里親委託割合	7.5%	10.5%	11.2%	10.3%	10.8%

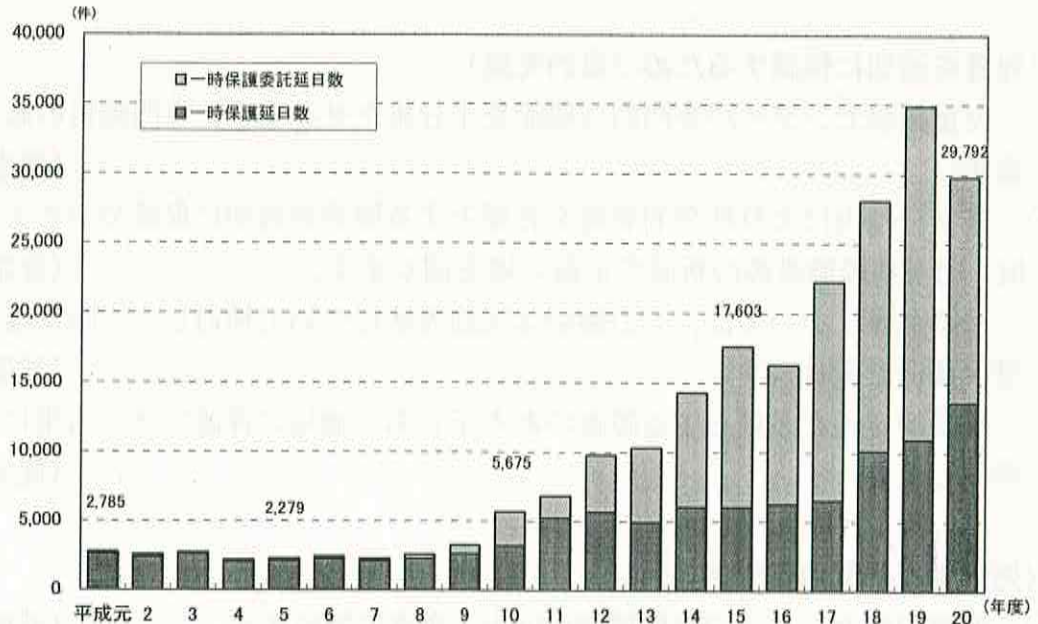
資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：里親委託割合は、乳児院、児童養護施設入所措置及び里親委託児童全体に占める里親委託児童の割合

2：各年度末現在

- 里親制度は、平成 21 年 4 月に改正施行された「児童福祉法」により、大きく見直され、その充実が図られました。より多くの児童が里親に養育されるためにも、積極的な里親の掘り起こしを行い、児童の養育技術などの里親の資質の向上を図ることや、受託後の里親支援を充実させることが必要です。
また、同じく法改正により、養育者の住まいにおいて一定人数の児童を養育する事業、「小規模住居型児童養育事業（里親ファミリーホーム）」が創設されましたが、その実施についても検討していく必要があります。
- 保護の必要な児童は、入所施設等での対応が中心となりますが、緊急に保護が必要な場合や児童虐待等により保護者から入所の同意が得られない場合には、児童相談センターは職権で児童の「一時保護」を行います。その実施件数も養護相談の増加に合わせて近年急増しています。
- 本県では、平成 18 年度に一時保護所の定員を倍増（20 人から 40 人）、平成 20 年度には 8 人増（48 人）を行って対応してきましたが、一時保護所だけでは対応できず、児童養護施設等に一時保護委託をする割合が高くなっています。しかしながら、児童養護施設等も入所率が高く定員一杯に近い状況にあることから、緊急の一時保護のニーズがあった時に、速やかに的確に対応できている状況ではありません。
- また、併せて、被虐待や非行等、様々な背景を持つ児童を混合して保護する問題や、一時保護所の機能である「緊急保護」「行動観察」「短期入所指導」が適切に実施できる体制等についても検討していく必要があります。

図表 54 一時保護延日数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部調べ

- 児童養護施設等に入所した児童の状況について厚生労働省が調査（平成 20 年 2 月）した結果によると、各施設とも、心身の障害を有する児童や虐待を受けた経験がある児童がかなりの割合で入所しています（心身障害を持つ児童の割合：20%から 70%程度、虐待を受けた経験のある児童の割合：30%から 70%程度）。施設内で、こうした問題を持つ児童に適切に対応していくためには、施設の援助能力の向上や関係機関の連携が必要です。
- きめ細やかなケアを行うために施設の小規模化や入所児童の直接援助に関わる施設職員の資質の向上、さらには施設と児童相談センター、市町村等関係機関の連携について検討していく必要があります。

今後の展開方向

(児童を適切に保護するための量的充実)

- 児童相談センターが専門的な機能を十分果たせるよう、専門職員の確保に努めます。 (健康福祉部)
- 様々な理由により社会的養護を必要とする児童を適切に保護できるよう、乳児院、児童養護施設等の新設や定員の増を図ります。 (健康福祉部)
- 一時保護については、その適切な実施方法について検討し、一時保護に必要な量の確保を図ります。 (健康福祉部)
- 社会的養護を必要とする障害のある子どもを適切に保護できる方策について検討します。 (健康福祉部)

(児童支援体制の質的充実)

- 児童相談センターの専門機能の向上・充実に努めます。 (健康福祉部)
- 家庭的な養護を推進するために、施設の小規模化や里親への委託をより一層進めます。また、里親制度の普及・啓発、養育技術等の里親の資質向上、受託里親に対する支援の充実等に努めます。さらに、「小規模住居型児童養育事業（里親ファミリーホーム）」の実施を検討します。 (健康福祉部)
- 保護者支援や児童の家庭復帰後の支援等を行う「家庭児童支援センター」の整備に向けた検討を行うとともに、年長児童の自立支援を図るために、「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」の事業化を検討します。 (健康福祉部)
- 施設の援助能力の向上を図るために、一時保護所を含め、施設機能の強化、施設職員の資質の向上、施設と児童相談センター等関係機関との連携強化等について検討し、必要な施策の事業化を図ります。 (健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
乳児院・児童養護施設の定員 ^(※)	21	1,101人	26	1,341人
施設等入所児童に占める里親等委託の割合 ^(※)	21	10.8%	26	13.0%

※名古屋市を除く

用語解説

<社会的養護>

家庭内で適切な養護を受けることができない児童とその家族に対し、里親や施設における養護の提供や、レスパイトケアや一時保護、治療的デイケアや家庭支援等を提供することで、地域における子どもの養育を支える体制。

<養護相談>

保護者の家出、死亡、離婚等で養育が困難となった児童や、虐待に関する相談、また養子縁組に関する相談など養護を必要とする児童に関する相談。

<乳児院>

保護者のいない乳児、または保護者に監護させることが不適当な乳児を入院させて養育する施設。

<児童養護施設>

保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援する施設。

<情緒障害児短期治療施設>

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、情緒障害を治療する施設。

<児童自立支援施設>

不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設。

<児童家庭支援センター>

児童の問題に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対して、必要な助言等を行うとともに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う施設。

<児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）>

義務教育終了後に社会的自立ができていない児童等に対し、共同生活をおくる住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助や生活指導・就業支援を行い、社会的自立の促進を図る事業。

<里親制度>

家庭での養育に欠ける児童に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る制度。

<小規模住居型児童養育事業（里親ファミリーホーム）>

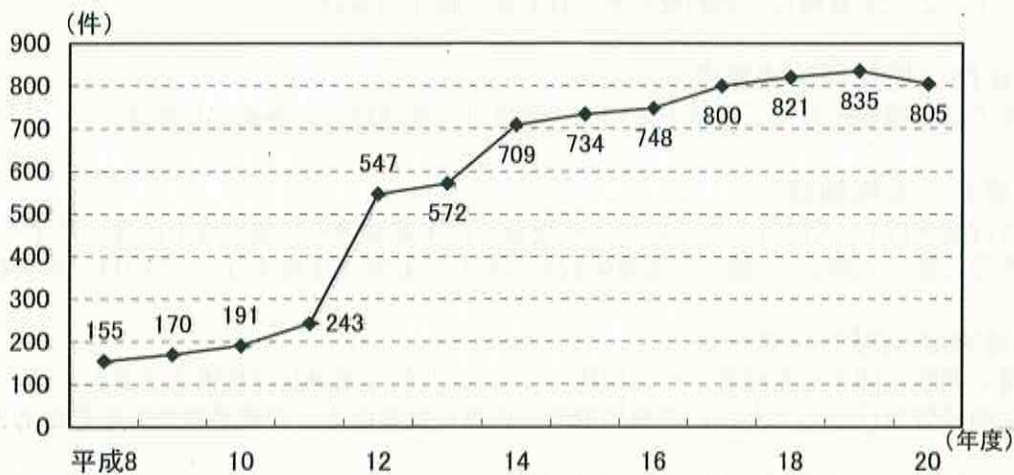
保護が必要な児童の養育に関して相当の経験のある者等の住居において養育を行う事業。

現状と課題

- 児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童虐待を受けた児童の適切な保護及び自立の支援まで、切れ目のない対応が重要です。

近年、児童虐待相談件数は増加傾向にあり、内容は複雑化、深刻化し、対応が困難な事案も増えています。虐待の内容は、「身体的虐待」が最も多く、虐待者は実母が全体の5割強を占めています。

図表 55 児童相談センターにおける「虐待相談対応件数」の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「児童相談センター業務概要」
注：名古屋市を除く

- 第一義的な児童家庭相談の窓口である市町村は、関係機関と連携し、虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待のある家庭への総合的支援のために適切に対応していくことが必要です。
- 市町村では乳児のいる家庭への訪問や、乳幼児健康診査などの機会に、保護者や家族等、子どもを取り巻く養育環境の把握に努め、特に支援が必要な家庭には保健師・助産師・保育士等専門家が助言等を行っています。

このように、保健、医療、福祉が連携し、支援の必要な家庭の早期発見と早期対応が可能となるよう、県は保健所を通じて市町村に対し専門的支援を続けていくことが必要です。

- 児童委員をはじめとする地域の身近な人々の協力で、児童虐待の予防、早期発見・早期対応が可能となることから、児童虐待防止の啓発や関係者の研修を継続していく必要があります。また、子どもを持つ家庭が抱える悩みや問題等について、相談に応じ、保護者の不安解消を図るなど、虐待を未然に防止する取組を引き続き実施していくことが重要です。
- 児童虐待への対応は、関係機関や地域間の連携が不可欠です。
そのためには、関係機関で情報の共有を図るとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を適切に運営することが必要です。
- 児童相談センターが児童虐待対応の中心的機関として十分機能するためには、専門性の高い人材を配置するなど、引き続き、機能強化に努めていく必要があります。
- 児童虐待への対応は、家族の問題でもあることから、虐待を行っている保護者等に対し、養育機能の再生・強化への支援を行い、児童にとって安全で安心できる良好で家庭的な環境を築く（家族再統合）ことが求められています。

今後の展開方向

(児童虐待の予防、早期発見への取組の推進)

- 母子健康手帳の交付や訪問等の活動を通じて、また、保健、医療、福祉等関係機関の連携の促進により、養育支援を必要とする家庭の情報を早期に把握するとともに、適切なサービスの提供が行われるよう市町村を支援します。
(健康福祉部)
- 市町村の要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に指導・助言を行い、地域における関係機関の連携強化を支援します。(健康福祉部)
- 児童相談センターが市町村をバックアップし、地域における児童虐待対応体制、児童相談体制の整備を支援するとともに、要保護児童のいる家庭への支援に対して、家庭、学校、地域、関係機関等と連携して対応します。
(健康福祉部)
- NPOなどが実施する地域における児童虐待防止活動を支援します。
また、県民や児童委員等地域の児童福祉関係者等に対する児童虐待防止のための啓発や、関係機関職員向けセミナーなどの研修を実施します。
(健康福祉部)
- 子どもを持つ家庭の悩みや問題等に関する電話相談(子ども・家庭110番)や、「子ども相談WEBページ」を実施します。(健康福祉部)

(児童虐待への迅速で適切な対応、家族再統合への支援)

- 医師、弁護士等専門性の高い人材を配置するなど、児童相談センターの専門的機能を強化します。(健康福祉部)
- 愛知県要保護児童対策協議会において、県レベルで関係機関代表者が情報交換等を行うとともに、児童相談センターごとに、管内の関係機関との連絡調整会議を開催するなど、ネットワークの強化に努めます。(健康福祉部)
- 保護を必要とする子どもの適切な保護を行うための施設整備など社会的養護体制の充実に努めます。(健康福祉部)
- 被虐待児童の家庭復帰や、親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになる家族再統合に向けて保護者等家族への支援を実施します。
(健康福祉部)

重点チェック項目

「社会的養護体制の充実」において合わせて記載

児童相談所の全国共通ダイヤルについて

育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に電話してください。

【全国共通電話番号 0570-064-000】

電話をかけると、発信された電話の市内局番等から地域を特定し、お住まいの地域の児童相談所に電話をつなぎます。

用語解説

<児童虐待>

保護者が監護する児童（18歳未満）に対し行う次の行為。叩くなどの「身体的虐待」の他、適切な養育を行わない「ネグレクト（放任）」、性的行為を強要したり、年齢にとって過度に性的な刺激を与える「性的虐待」、言葉や態度による攻撃や拒否をしたり兄弟間の著しい差別をするなどの「心理的虐待」がある。



オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルマークです。

<要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）>

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会。

<子ども・家庭 110 番>

愛知県が開設する子どもについての悩みを持つ人のための電話相談窓口。
[電話番号 052-953-4152 (365日年中無休 9:00~17:00)]

<子ども相談 WEB ページ>

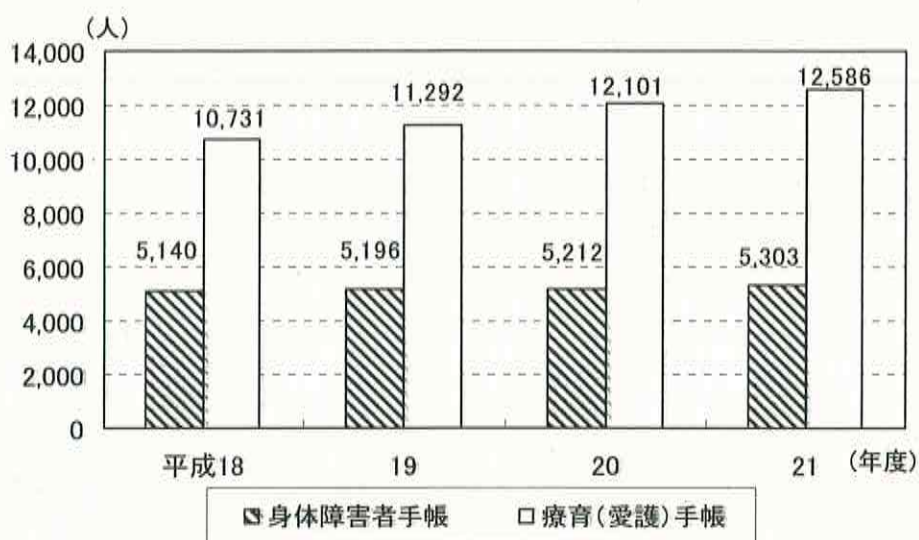
愛知県が開設する子どもの問題についての情報提供・相談 WEB ページ。メールによる相談も可能。
HPアドレス http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/index_jiso.html
メールアドレス sg-jiso@pref.aichi.lg.jp

1.8 障害のある子どもへの支援

現状と課題

- 本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは微増の傾向、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

図表 56 子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

- 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。

そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応するとともに、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

- 在宅の障害のある子どもが身近な地域で療育指導や相談が受けられるよう、愛知県心身障害者コロニーを拠点とし県内10施設で、訪問や外来による健康診査、保護者や関係機関への療育指導や助言を行ってきましたが、実施施設の拡充が望まれます。

また、必要なときに必要なサービスが利用できるサービス提供体制の充実や相談支援体制の整備についても、引き続き取り組んでいくことが必要です。

なお、県では愛知県心身障害者コロニーについて、再編計画（平成 19 年 3 月策定）に基づき、医療・療育の両面から障害のある方々の地域生活を広域的・総合的にサポートする拠点「愛知県療育医療総合センター（仮称）」への転換を進めています。

- 現在、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級にも、発達障害あるいは発達障害の疑われる児童生徒がかなりの割合で在籍していると言われています。

これらの発達障害についても、発達障害者支援法に基づき乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の整備を図る必要があります、これまでも、あいち発達障害者支援センターにおいて、相談支援、発達・就労支援等を実施してきましたが、今後も発達障害に関する診断ができる医師や支援に関わる専門的技術を持つ人材の養成を進めるなど、各地域における支援体制の充実を図る必要があります。

今後の展開方向

(成長に応じた切れ目ない支援)

- 訪問や外来による健康診査、保護者等へ療育指導や助言を行う事業を実施する施設を全ての障害保健福祉圏域に設置するとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、サービス提供体制の充実や相談支援体制の整備に努めます。
(健康福祉部)
- 保育所や幼稚園においては、障害のある児童の受入に必要な環境改善や職員の資質向上を図るなど、障害児保育や特別支援教育の充実に努めます。
(県民生活部、健康福祉部、教育委員会)
- 就学にあたって養護学校体験入学などを実施するとともに、早期教育相談事業の対象年齢を広げるなど早期教育支援等の充実に努め、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てができるよう支援します。また、聴覚に障害のある幼児に対する教育相談についても実施します。
(教育委員会)
- 研修等により、特別支援教育担当指導主事や教員の資質向上に努めるほか、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行うための体制整備を推進します。
(教育委員会)
- 日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する肢体不自由養護学校には、看護師を配置し、障害の状況に配慮した教育の充実に努めます。
(教育委員会)
- 県立学校再編整備計画に基づき、尾張地区の養護学校をはじめ過大化解消に向けて取組を強化します。
(教育委員会)
- 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門知識等を有する指導員の配置への助成を進めるとともに、指導員に対する研修の充実に努めます。
また、小中学校等の空き教室などを活用するなどし、日中一時支援事業の充実に努め、保護者の就労やレスパイト(休息)を支援します。
(健康福祉部)
- 産業現場等における実習を通して、個々の生徒に職業生活の体験活動を実施するなど、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。
(教育委員会)
- 家庭において身体又は精神の障害のある子どもを監護養育している方に、特別児童扶養手当を支給し、経済的負担軽減を図ります。
(健康福祉部)

(発達障害のある子どもの支援体制の充実)

- 市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、名古屋市を除く全市町村に配置できるよう養成します。(健康福祉部)
- あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関等との連絡調整等を行います。(健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
障害児等療育支援事業の実施施設数 ^(※)	21	10箇所	23	13箇所

※名古屋市を除く

用語解説

<発達障害>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

<あいち発達障害者支援センター>

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、平成15年5月に愛知県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター(平成18年4月から、あいち発達障害者支援センターに改称)として開設。相談支援、人材育成、情報提供、普及啓発などを実施。

<障害保健福祉圏域>

市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては二次医療圏や老人保健福祉圏域と同じ11圏域を設定。

<障害児等療育支援事業>

障害のある人の在宅生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、指定された障害児(者)施設の専門スタッフが地域を巡回し、あるいは外来により、保護者や障害のある人、関係者に療育上の指導や助言を実施する事業。

現状と課題

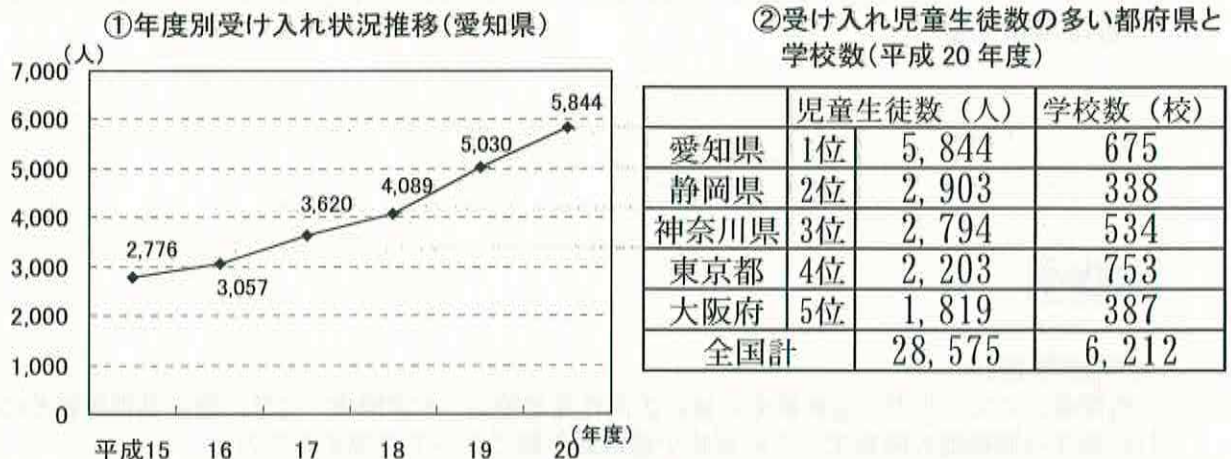
- 法務省の外国人登録者統計によれば、平成 20 年末の本県の外国人登録者数は 22 万 8,432 人で全国の 10.3% を占め、東京に次いで多くなっています。

本県に在住する外国人の母国語としては、ポルトガル語、スペイン語、中国語等が多く、日本語が理解できない児童生徒もいます。

こうした日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、全国でも最も多い状況です。一人ひとりの日本語能力が様々なこともあり、学習内容を理解できる日本語能力を習得するためには、日本語に触れる機会を少しでも増やす必要があります。

また、社会の一員として自立していくために、日本語習得に向けた支援が必要です。

図表 57 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況



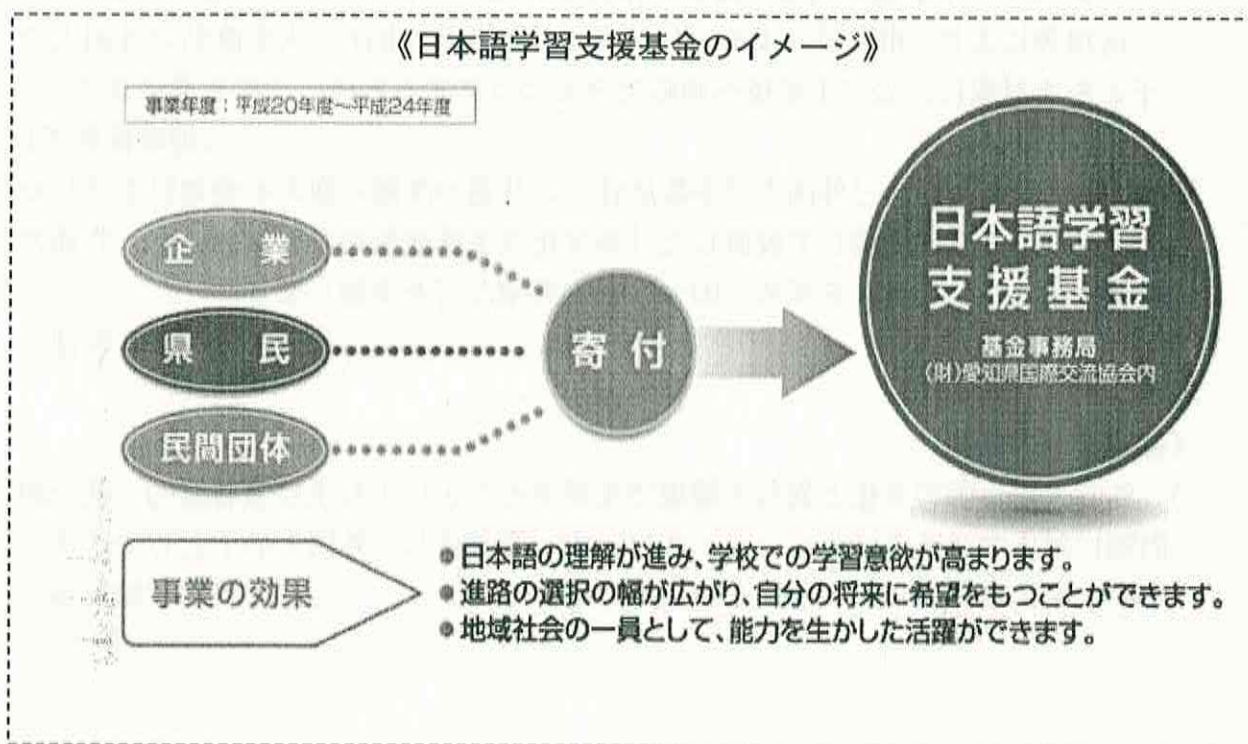
資料：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」
注：各年 9 月 1 日現在

- 学校生活への不適應から、不登校傾向を示す児童生徒もおり、対応が課題となっています。

こうした中、市町村においても、語学相談員等の採用など独自の取組を進めていますが、その数が不足している現状もあり、引き続き、県から語学相談員を小中学校に派遣するなど、市町村の取組を補完・支援していくことが必要です。

- 県では、外国人児童が公立小学校へ早期に適応できるように、初期の日本語指導や学校生活指導等を実施する「プレスクール事業」をモデル事業として実施するなどしてきましたが、今後は、この事業が必要な市町村へ広く普及するよう、支援していく必要があります。

なお、平成20年6月には、県や県内の経済団体等の協力により、財団法人愛知県国際交流協会に「日本語学習支援基金」が創設され、外国人児童生徒に日本語を指導する日本語教室に対する助成等が行われています。このように、地域社会全体で、自立を支援する取組も必要です。



今後の展開方向

(日本語学習の支援の充実)

- 外国語及び日本語に堪能な語学相談員を教育事務所に配置して、外国人児童生徒数の多い市町村や、語学相談員等を採用していない市町村を中心に、市町村教育委員会の要請に応じて、今後も語学相談員の派遣を実施します。(教育委員会)
- 日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置し、日本語指導や適応指導を実施します。(教育委員会)
- プレスクール事業の成果を踏まえ作成された「プレスクール実施マニュアル」の活用等により、市町村によるプレスクールの普及を図り、入学直前の外国人の子どもを対象に、公立小学校へ適応できるようにするための支援を進めます。
(地域振興部)
- 日系ブラジル人など外国人が多数居住し、共通の課題を抱える愛知県をはじめとする7県1市が連携して設置した「多文化共生推進協議会」において、共通の課題などについて議論を深め、国への共同要望などを実施します。
(地域振興部)

(相談機能の充実)

- 外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対応できる多文化ソーシャルワーカーを養成し、外国人の子どもや子育て家庭が抱える問題などの解決を支援します。(地域振興部)

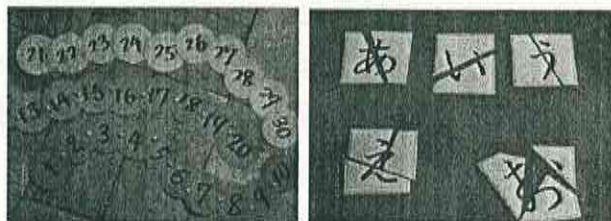
重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
外国人の子どもの プレスクール実施市 町村数	21	3市町	26	増加

フレスクールについて

外国人の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく、早期に学校生活に適應できるようにするために行う、初期の日本語指導・学校生活指導のことで、保育園・幼稚園・託児所や入学予定の小学校などを会場にして実施する事業です。

カードやパズルなどを使用したり、机に座って行う活動と体を動かす活動を組み合わせたり、始めと終わりに小学校で行うような挨拶を取り入れるなど、子どもたちが楽しく日本語や日本の学校生活を学べるよう工夫して行われています。



用語解説

<日本語教育適応学級>

小中学校において、通常学級に在籍する日本語教育の必要な児童生徒に対して、一定時間の授業を別室で個別に日本語指導を行うための学級。対象者の多い学校へ担当教員を配置。

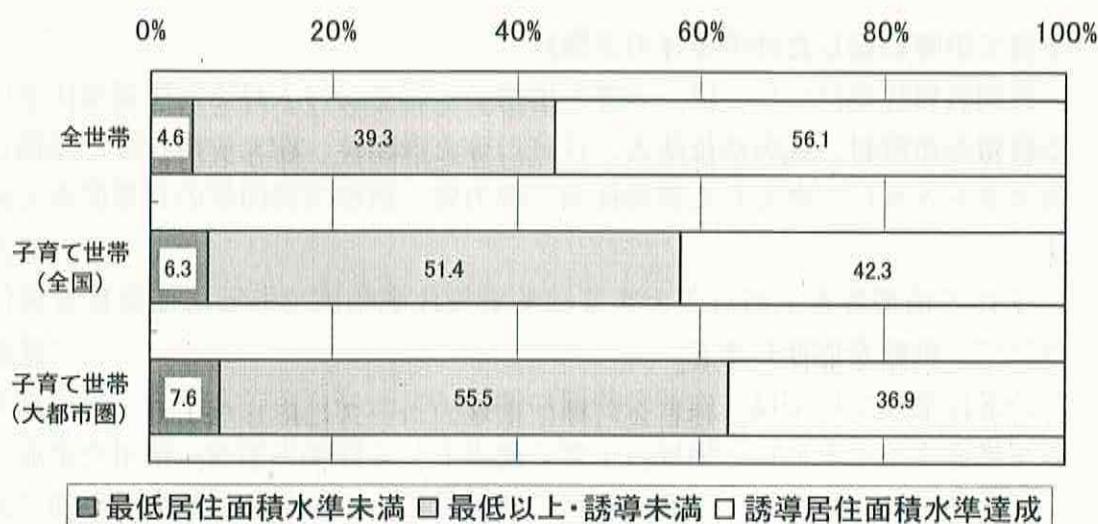
(4) 子どもの安全な環境を確保する

20 子育てしやすい居住環境の整備

現状と課題

- 住まいは、日々の暮らしを送り、家族とともに成長し支え合うかけがえのない生活の基盤であり、人々の生活やコミュニティ活動を支える拠点です。いきいきとした住生活が実現できる住まい・まちづくりに向けて、子育てに適したゆとりある住宅や子育て支援施設の確保など、子育てのしやすい居住環境の整備が求められています。
- 子育て世帯や母子世帯等様々な世帯が住宅を確保しようとする際に、独力では対応が困難な場合もあります。このため、公共賃貸住宅のストックの有効活用や民間賃貸住宅の活用により、重層的な住宅セーフティネットを構築していくことが重要となります。
- 住宅数が世帯数を上回る中、子育て期に建てた比較的広い戸建て住宅に高齢者の単身・夫婦世帯が住み、子育て期のファミリー世帯が比較的狭い賃貸住宅に住むなど、世帯人数やライフサイクルへの対応という点から住宅のストックとニーズのミスマッチが生じています。
- 本県の住宅ストックにおいて、賃貸住宅は重要な役割を果たしていますが、持家に比べて一般的に狭いことから、安心して子育てができる良質で低廉な賃貸住宅の確保に取り組むことが必要です。
とりわけ、ファミリー向けの広い民間賃貸住宅は依然として不足しています。

図表 58 子育て世帯の居住面積水準(新基準)達成状況(全国)



資料：総務省「平成 15 年住宅・土地統計調査」

注 1：住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準及び最低居住面積水準により算定

2：子育て世帯とは、構成員に 18 歳未満の者が含まれる世帯

- 子育て家庭が暮らしやすい住宅に関する基礎的な情報の不足が指摘されている中、民間賃貸住宅においては、子育て家庭などが、家賃の支払い、トラブル発生等の理由で入居制限されている問題が発生していると言われており、対応が求められています。
- シックハウス症候群の発生は減少傾向にあるものの、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策の推進を図る必要があります。

今後の展開方向

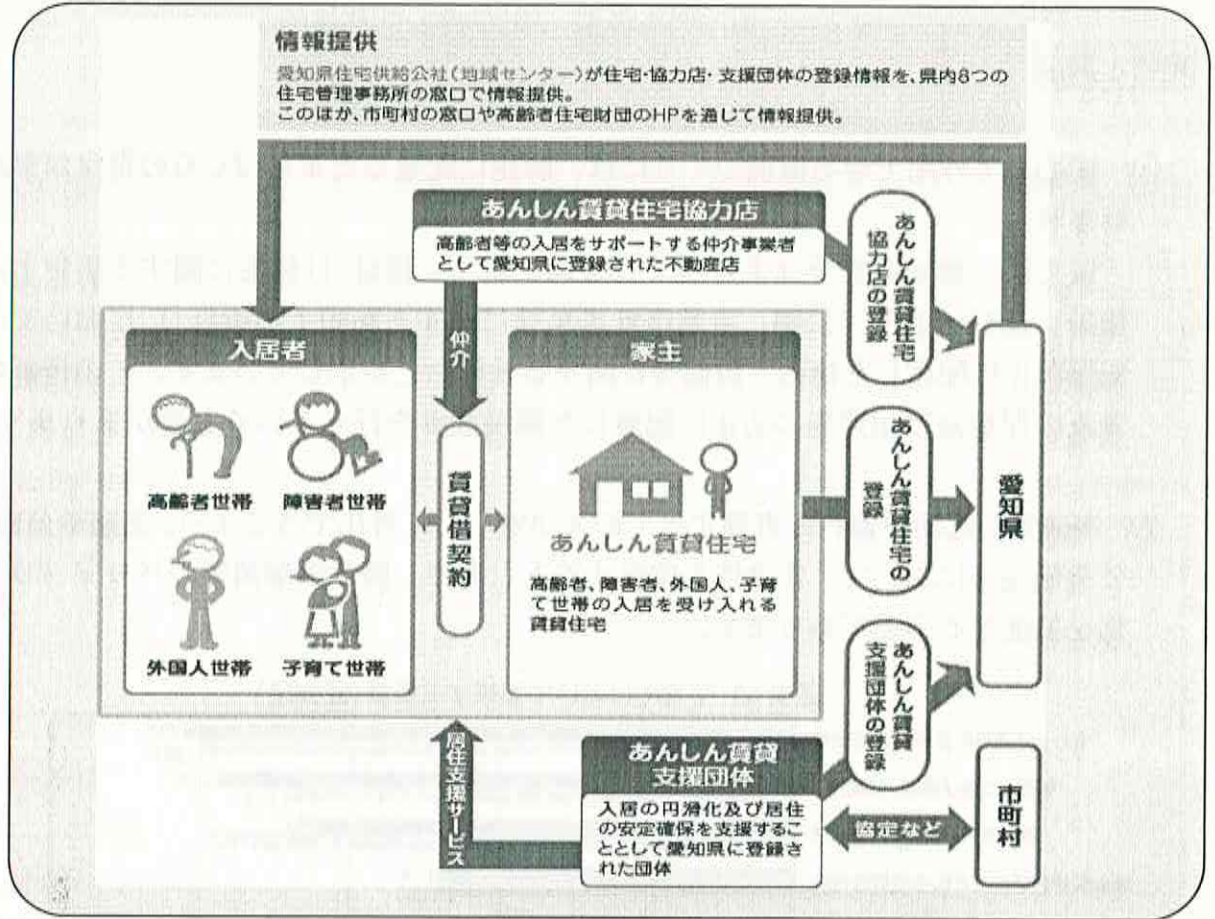
(子育て世帯に適した住宅確保の支援)

- 民間賃貸住宅については、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報を市町村、社会福祉法人、NPO等支援団体、仲介事業者等と連携して提供するとともに、あんしん賃貸住宅、協力店、居住支援団体の登録促進を図ります。(建設部)
- 子育て世帯等を入居対象とする公的賃貸住宅制度である地域優良賃貸住宅について、供給を促進します。(建設部)
- 公営住宅については、建替え時期に地域のニーズに応じた子育て支援施設の併設を推進するとともに、地域の子育て拠点として団地内施設の活用を推進します。県営住宅については、子育て世帯や新婚世帯への優先入居制度の周知に努めるとともに、子育て世帯の要件の拡大などについて、国の施策等の動向により検討します。(建設部)
- 世帯人数やライフサイクルに応じた住宅のストックとニーズに生じているミスマッチを解消するため、住替え支援などの仕組みを構築します。(建設部)
- 「子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン」(平成20年3月策定)の普及・啓発を図ります。(建設部)
- 室内空気質の測定を実施していくとともに、シックハウス症候群の発生を未然に防ぐための相談、広報・啓発、予防指導などの活動も行います。(健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
あんしん賃貸住宅の登録住宅戸数	21	2,557戸	26	増加

《あんしん賃貸事業の仕組み》



用語解説

<住宅セーフティネット>

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭など住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な制度や対策。

<シックハウス症候群>

皮膚や眼、咽頭、気道などの皮膚・粘膜刺激症状、全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重など、家の中に居住していることで起こる健康障害の総称。

<地域優良賃貸住宅制度>

高齢者、障害者、子育て世帯等を入居対象として、良質(住宅の規模、家賃、管理等)な民間賃貸住宅を建設する場合、県、市などが建設費の一部を事業者に補助する制度。

<子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン>

子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者向けにガイドラインとして、平成20年3月に愛知県が作成。「子どもが楽しく遊び・学べる」など4つの基本的視点に基づく配慮すべき点と具体的な対応項目を記載。

2.1 安心できるまちづくりの推進

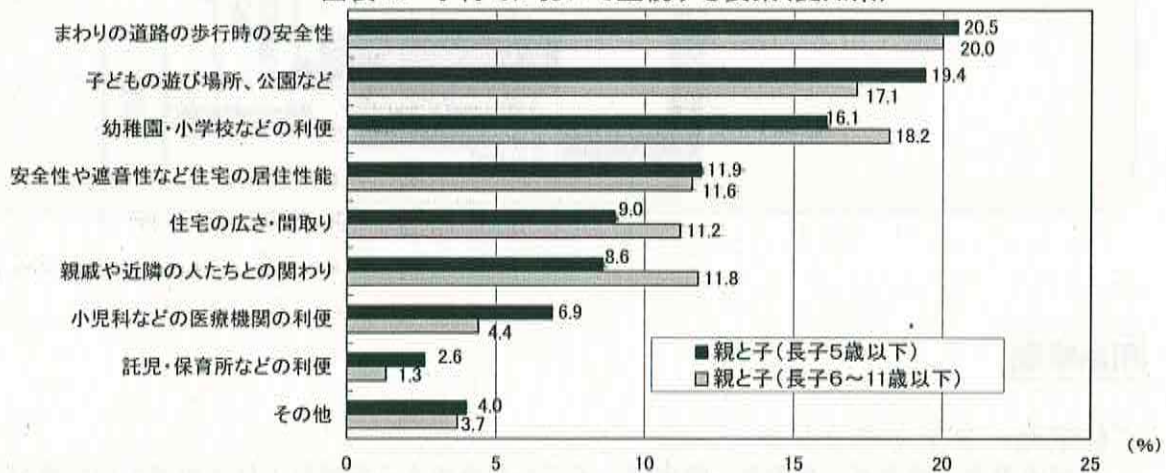
現状と課題

- 安心して外出できる環境づくりには、防犯に配慮したまちづくりの視点が欠かせません。

県では、愛知県安全なまちづくり条例に基づく指針（「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」）において、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する基準などを示しています。この指針の普及の促進及び犯罪等の防止に配慮した環境設計を行っていく必要があります。

- 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、安全性を確保するとともに、段差の解消等のバリアフリー化を推進する必要があります。

図表 59 子育てにおいて重視する要素(愛知県)



資料：愛知県建設部「平成 15 年住宅需要実態調査」

県では、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、不特定多数の人が利用する建物等のバリアフリー化を進めています。新施設は着実に進んでいるものの既存施設での一層の取組が求められます。

また、子育て世帯が利用できる乳児用ベッドや託児施設等の整備状況についても、現状を把握することが必要です。

- 都市公園は子育て家庭が利用する機会の多い施設であり、段差のない出入口等の整備を進めるとともに、見通しの確保ができるような施設配置に努めていますが、子育て家庭が安心して公園を利用できるよう、今後も取り組んでいくことが必要です。

- 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、歩道の設置・拡幅、段差・勾配の解消や信号機のバリアフリー化、あんしん歩行エリアの整備や通学路対策などを推進する必要があります。

図表 60 あんしん歩行エリア(愛知県)

	市町村名 (地区名)		市町村名 (地区名)
1	日進市 (香久山地区)	11	東海市 (富木島地区)
2	瀬戸市 (效範地区)	12	刈谷市 (東刈谷地区)
3	春日井市 (八幡地区)	13	安城市 (錦町地区)
4	北名古屋市 (師勝西地区)	14	岡崎市 (三島地区)
5	岩倉市 (岩倉北地区)	15	豊田市 (元城地区)
6	扶桑町 (扶桑東)	16	豊川市 (桜木地区)
7	一宮市 (富士地区)	17	蒲郡市 (蒲郡南部地区)
8	甚目寺町 (甚目寺地区)	18	豊橋市 (松山地区)
9	蟹江町 (蟹江地区)	19	豊橋市 (新川地区)
10	半田市 (半田地区)		

資料：愛知県建設部資料

注1：名古屋市を除く

2：安心歩行エリアとは、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため緊急に対策が必要な住居系地区又は商業系地区で、警察庁及び国土交通省が指定

- 子どもが安心して遊ぶことができる場所の確保も重要です。
身近な遊び場として児童館や児童遊園があります。これらの施設は、子ども会や母親クラブなどの活動拠点としての機能も持っています。

愛知こどもの国及び海南こどもの国では、自然の中で遊びながら子どもの健全育成を図る施設であり、そのための様々な企画を行っています。

児童総合センターでは、地域の児童館のセンター的役割を担い、遊びの開発・指導、プレイバスの巡回による遊びのプログラムの提供や、児童館職員研修等を実施するとともに、子育て支援の事業として、子育てに関する情報の発信や、子育て支援活動者の養成・ネットワークづくり、親子を対象とした子育てセミナー等を実施しています。今後も、こうした活動の活発化が期待されています。

今後の展開方向

(安心して外出できる環境づくりの推進)

- 愛知県安全なまちづくり条例に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備促進や普及に努めます。

防犯に関する独自のアイデア等が盛り込まれた戸建て住宅を募集する防犯住宅コンテストや防犯優良マンション認定制度などを推進します。

(建設部、警察本部)

- 人にやさしい街づくりアドバイザーの養成や地域セミナーなどの学習の機会を提供します。(建設部)
- 県内の官民施設における乳児用ベッド等の整備状況に関する実態調査を行い、今後の方向性を検討します。(健康福祉部)
- 道路について、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。(建設部)
- 公園施設について、新たに整備する県営都市公園については園路の幅員や勾配の確保、段差のない出入口、多機能トイレ等の整備を行うとともに、供用中の公園についても利用率の高い公園から順次、整備を進めます。(建設部)
また、公園の遊具の安全確保については、遊具に関する長寿命化計画を策定し、本計画に基づき遊具の計画的な改築・更新を図り、遊具の安全確保に努めます。(建設部)

(安全な道路交通環境の整備)

- 通学児童が多く歩道が整備されていない危険通学路について、カラー舗装など簡易な整備を含め重点的・緊急的な整備を実施するとともに、交差点改良及び歩道等の整備を実施します。(建設部)
- あんしん歩行エリアの整備を推進します。(建設部、警察本部)
また、押しボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長することができる信号機などの整備を推進します。(警察本部)

(児童館・児童総合センターの機能強化)

- 児童総合センターが、各地域の児童館の中核拠点として、児童館の活動支援及び幅広い年代を対象とする子育て支援を推進します。(健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
県管理特定道路 ^(※) におけるバリアフリー化の割合	19	42%	24	100%

※バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、移動円滑化が特に必要なものとして国土交通大臣が指定した路線・区間

用語解説

<信号機のバリアフリー化>

押しボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長することができる信号機や、音響用押しボタンを押すと、歩行者用青信号の表示を開始したことまたは表示を継続していることを知らせるメロディー等を発することができる信号機など。

<母親クラブ>

児童を持つ母親のみならず地域における児童健全育成に関心のある人が参加する組織で、遊び場の安全点検や交通安全指導など、地域に密着した活動を実施。



<児童総合センター>

県立の大型児童館で、平成8年に愛・地球博記念公園（モリコロパーク）内に開館。3階建、延7,600㎡。あそびステーション、チャレンジタワー、キッチンスタジオ等の設備がある。

<防犯優良マンション認定制度>

防犯に対する構造・設備等が一定の認定基準に適合しているマンションを第三者機関が認定する制度で、設計段階審査と竣工後審査の2段階の申請・審査がある。本県では平成20年8月より開始され、平成21年12月全国初となる設計段階審査適合証が交付された。

<人にやさしい街づくりアドバイザー>

高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる「人にやさしい街づくり」を直接担う人、あるいは指導・支援する人。県が開催する「人にやさしい街づくり連続講座」を修了した人が登録できる。